

薬生食輸発0301第1号
平成31年3月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産フェンネルの種子のトリアゾホス、中国産赤とうがらしのクロルプロファム
及びしそのチアクロプリド並びにペルー産チアシードのハロキシホップ)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成31年
2月20日付け薬生食輸発0220第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実
施しているところである。

今般、インド産フェンネルの種子及び中国産赤とうがらしの輸入時のモニタリング検
査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例が
あったことから、インド産フェンネルの種子及び中国産赤とうがらしに対する残留農薬
に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、
製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することと
し、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及
び別表第3に下記を追加(中国産赤とうがらしについては別表3に限る。)する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産しそのチアクロプリド及びペルー産チア
シードのハロキシホップについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし
たので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日 | 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、 輸出者及び包装者 |
|---------------|--------|-----------------------------------|--------------------|---|
| 平成31年 3月1日 | インド | フェンネルの種子及 びその加工品(簡易な 加工に限る) | 残留農薬(トリア ゾホス) | GANDHI SPICES PVT. LTD. |
| | 中国 | 赤とうがらし及びそ の加工品(簡易な加 工に限る。) | 残留農薬(クロル プロファム) | QINGDAO SHUNTONG FOODSTUFF CO., LTD. |